

環境部の組織

環境部は2つの課で構成されており、環境衛生、廃棄物の減量と資源化及び収集、環境の保全と創造、公害対策、自然環境、地球温暖化対策等の業務を担当しています。

環境部 : 423 -9563	環境保全課 : 423 -9461	・環境保全行政に関すること。 ・環境アセスメントに関すること。 ・公害の防止に関すること。 ・自然環境保全に関すること。 ・地球温暖化対策に関すること。	環境政策担当
			事業所指導担当
			自然環境担当
			温暖化対策担当
	生活環境課 : 423 -9439	・一般家庭ごみ及びし尿の収集に関すること。 ・一般廃棄物処理業者に関すること。 ・ねずみ、カ、ハエの撲滅に関すること。 ・胞衣、汚物、死獣に関すること。 ・違法屋外広告物に関すること。 ・ごみ処理券に関すること。 ・ごみの減量に関すること。 ・ごみのリサイクルに関すること。 ・事業所におけるごみ減量化等の啓発及び指導に関すること。	管理担当
			収集業務担当
			粗大ごみ担当
			地域美化担当
			ごみ減量担当
			リサイクル担当

(平成20年4月1日現在の機構)

環境計画実施状況

環境行政

■ 『数値目標』及び進捗状況

基本 目標	数値目標名	目標年度	目標数値	進捗状況
	緑地面積	平成 27 年度	3,293.17ha	2,600.70ha (都市公園の増加、生産緑地の減少)
	人工海浜面積	平成 26 年度	人工海浜延長 2,500m	0 m
	里山保全活動数	平成 24 年度	60 回/年	91 回
	市民 1 人当たりの都 市公園面積	平成 27 年度	14.6 m ² /人	7.95 m ² /人
	大気 環境基準及び府の環 境保全目標	平成 24 年度	環境基準の 100%達成	二酸化窒素 環境基準及び大阪府の環境保全目標達成 一酸化炭素 環境基準及び大阪府の環境保全目標達成 有害大気汚染物質(ベンゼン) 環境基準達成 有害大気汚染物質(トリクロロエチレン) 環境基準達成 有害大気汚染物質(テトラクロロエチレン) 環境基準達成 有害大気汚染物質(ジクロロメタン) 環境基準達成
	水質 環境基準及び府・市 の環境保全目標	平成 24 年度	環境基準の 100%達成	健康項目 全ての地点で環境基準達成 生活環境項目(BOD) 牛滝川下流域で環境基準未達成 牛滝川上流及び中流域、春木川、津田川で環境基 準を達成
	生活排水 適正処理割合	平成 24 年度	生活排水適正処理割合の 100%達成	84.7%

	騒音・振動 環境基準及び府の環境保全目標	平成 24 年度	環境基準の 100%達成	道路に面する地域(10 路線調査) 「昼夜とも達成」 89.6% 一般地域(4 地点調査) 「昼夜とも達成」 62.5%
	C O ₂ 排出量	平成 24 年度	1,164 千 t -CO ₂	1,317 千 t -CO ₂
	環境保全に係る催し、セミナー等の開催数	平成 24 年度	5 回/年	5 回 (市民公開講座 3、環境フェア、神於山まつり)

■ 『重点的取り組みの展開』および実施状況

1 環境保全活動団体のネットワーク化	
取 組 内 容	環境保全活動団体（市民）事業者、行政の緩やかなネットワーク化を図り、情報の交換、相互の交流を深めて相乗効果による各団体の取り組みを促進します。
スケジュール案	平成20～21年度において「ネットワーク仕組みづくり」を進める。
進 捗 状 況	○きしわだ環境市民会議をネットワークの要の一つと捉え、仕組みづくりの礎として同会議のあり方について協議を進めるとともに、他の市民団体や事業者などへ機関紙等により情報発信し、ネットワークの拡大を図った。 ○「自然環境団体のネットワーク会議」を開催し、市内自然環境団体の情報交換、交流を行った。
2 自然再生プロジェクトの実施	
取 組 内 容	岸和田市の庁内連携を図りながら、身近な自然調査など、市民が地域の環境を身近に感じられる取り組みを実施します。
スケジュール案	平成20～21年度において「身近な自然調査の実施」について検討を進める。
進 捗 状 況	「春木川・轟川をよくする市民の会」「神於山保全くらぶ」等の市民環境団体による生き物調査（ホタル・指標植物など）の実施に向けた協議。
3 地球温暖化対策の強化	
取 組 内 容	「岸和田市地域省エネルギービジョン」「岸和田市新エネルギービジョン」に基づいて地球温暖化対策を推進します。 「岸和田市地球温暖化対策率先実行計画」に基づいて市の事務事業における温暖化防止を一層推進します。
スケジュール案	○引き続き、施策の推進を図る。 ○平成20～21年度においてE S C O事業の民間事業者への拡大方策の検討を進める。 ○平成20年度～ バイオマスの導入について調査・事業採算性の検討を進める。
進 捗 状 況	○だんじり会館、産業会館、自然資料館、浪切ホールについて省エネ診断を実施。E S C O事業の検討。 ○バイオマス導入調査として廃食用油燃料化実験事業に着手（平成20～22年度） ○竹林のバイオマス利用の観点から「竹林管理体系策定調査」に参画（林野庁事業、平成20～22年度） ○平成20年度において率先実行計画目標の平成13年度比－6％を達成。 ○平成20年6月「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、区域（市域）における温暖化対策実行計画の策定が義務付けられた。これをうけ市民・事業者における環境配慮行動計画を含めた実行計画の策定を検討。

4 環境の改善と創造を推進するための基盤整備	
取 組 内 容	市民・事業者・行政が各々の責任と役割を認識して環境配慮行動を実践していくための計画策定を検討するとともに環境配慮行動の浸透を図ります。 一般廃棄物処理基本計画に基づいて、ごみの減量とリサイクルの推進を図ります。 臭気指数規制を導入し、公害防止についての対策を強化します。
ス ケ ジ ュ ール 案	○平成20年度において環境配慮行動について情報収集を図る。 ○平成20年度より臭気指数規制を導入する。
進 捗 状 況	○平成20年6月「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、区域（市域）における温暖化対策実行計画の策定が義務付けられた。これをうけ環境配慮行動計画を含めた実行計画の策定を検討。 ○平成20年度より臭気指数規制の導入
5 環境学習・環境教育の推進	
取 組 内 容	市民団体等の実施する環境学習・環境教育プログラムの作成を支援するとともに、市民・事業者・行政（庁内連携を強化を含む）などの各主体が実施する取り組みを体系化した環境学習・環境教育プログラムの構築を図る。
ス ケ ジ ュ ール 案	平成20年度において庁内連携の強化を図るとともに支援方法の検討を進める。
進 捗 状 況	市民公開講座（3回）については、きしわだ環境市民会議（市民・事業者・行政の共同体）を主催とし、連携・協働による環境学習・教育の推進を図った。

■ 岸和田市地球温暖化対策率先実行計画

1. 計画策定の主旨

地球温暖化は、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加に伴い、太陽から届くエネルギーによって地表で温められたエネルギーが宇宙に放出されずに地球側に跳ね返されているため、気温が上昇する現象で、その影響として次のことが予測されます。

- * 海水面の上昇に伴う陸域の減少
- * 豪雨や干ばつなどの気象変動
- * 生態系の急激な変化
- * 農作物の不作や渇水の危険性
- * マラリアなど伝染病危険地帯の増加

まさに、地球温暖化問題は、人類存亡に関わる 21 世紀最大かつ緊急の課題です。この解決には、環境に対する負荷を低減し、資源を有効に活用する「循環型社会」の形成が急がれます。

そのためには、あらゆる人々や組織が問題の重要性を十分認識し、それぞれの立場で何ができるのかを真剣に考え、そして、具体的に行動していくことが必要です。

私たちが働く市役所も例外ではありません。私たちは仕事を進める上で、企業や家庭と同じように各種の製品やサービスを購入し、エネルギーを消費しています。市役所は市内でも最大の事業所であり、そこで働く私たち自身が職場で環境にやさしい活動を行うことは、環境への負荷を大きく削減することができます。また、市民・事業者に自主的な行動を呼びかけていくためにも、市役所自らが、まず率先して実行することは大きな意義があります。

この計画は、以上の趣旨に沿って、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市役所の事務・事業の実施に伴って排出される二酸化炭素など温室効果ガスの排出抑制をめざすものであり、また、環境に配慮した職場「エコオフィス」をめざすものです。

2. 計画の期間（平成 19 年 2 月改定）

- 計画の基準年度：平成 13 年度
- 計画の期間 ：平成 14 年度～平成 18 年度の 5 年間
（改定後） ：平成 19 年度～平成 21 年度の 3 年間

3. 計画の対象範囲

市が行うすべての事務・事業を対象とします。ただし、外部に委託する事務・事業は除きます。（外部委託で、温室効果ガスの排出抑制の措置が可能な事務・事業は受託者に必要な措置を講ずるよう要請）

４．対象とする温室効果ガス

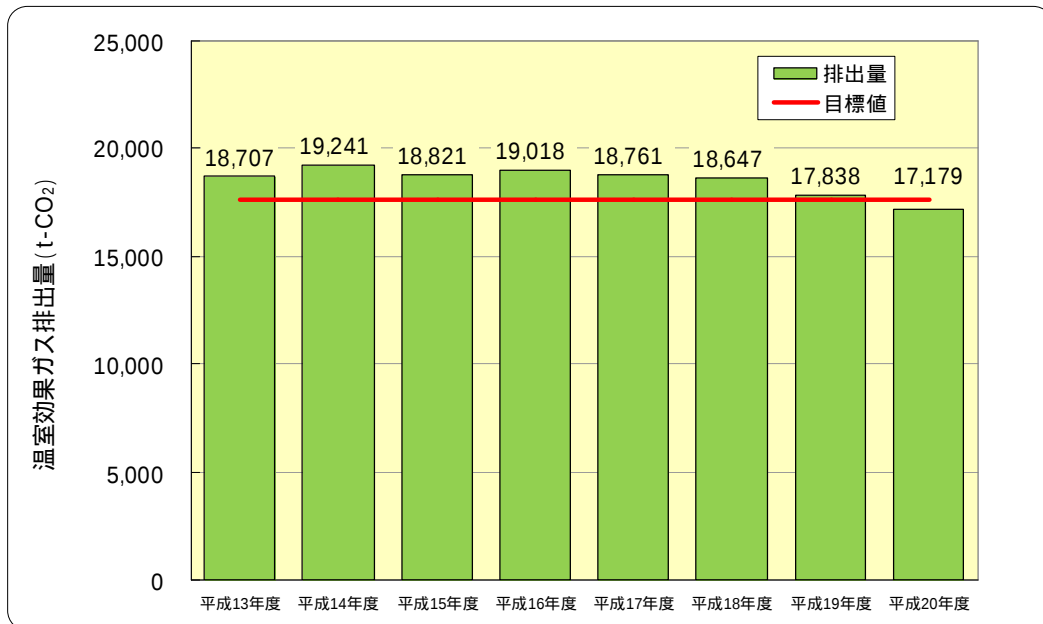
種 類	対 象 活 動 内 容 等
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却、電気、都市ガス、圧縮天然ガス（CNG）、液化石油ガス（LPG）の使用等
メタン (CH ₄)	下水処理・公用車の走行等
一酸化二窒素 (N ₂ O)	麻酔（笑気ガス）の使用・公用車の走行等
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	公用車等のカーエアコンの使用による漏えい、エアコン・冷蔵庫等の冷媒機器からの漏えい等

５．削減目標

項 目	具 体 的 目 標
エネルギー使用量	電気、ガス、ガソリン、その他燃料等の使用量を、平成 21 年度に基準年度比で 6 % 削減する。
水道使用量	平成 21 年度に基準年度比で 6 % 削減する。
用紙使用量	平成 21 年度に基準年度比で 6 % 削減する。
再生紙の導入	再生紙の導入率は特殊用紙を除き 100%とする。
公用車の走行距離	平成 21 年度に基準年度比で 6 % 削減する。
グリーン購入	文具・事務用品等はエコ商品の購入を推進する。
ゴミ排出量	市施設からの廃棄物排出量を削減する。
低公害車の導入	車両購入時は、低公害車の導入を推進する。
建設廃棄物排出量抑制	公共工事において、環境負荷の少ない資材の使用を推進する。
緑化の推進	市施設内の緑化を推進する。

6 . 平成 13 年度から平成 20 年度までの市役所総排出量

(1) 温室効果ガス (二酸化炭素換算)



(2) 資源の使用状況

項 目		基準年	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度
紙使用量 (A4 換算) (枚)	一般用紙類 (定型)	49,463,130	46,973,758	34,708,386	35,614,561	21,623,578	12,208,036
	不定形用紙類	25,251,589	27,142,194	28,738,411	15,969,556	12,697,556	19,967,161
	はがき・封筒	509,552	613,970	534,498	573,166	443,486	374,520
	合 計	75,224,272	74,729,922	69,981,296	52,157,282	34,764,621	32,549,717
水 道 使 用 量 (m ³)		795,179	701,236	664,417	783,952	756,104	679,194

項 目		H19 年度	H20 年度				
紙使用量 (A4 換算) (枚)	一般用紙類 (定型)	19,369,178	21,102,081				
水 道 使 用 量 (m ³)		665,093	614,905				

7. 取り組むべき事項

(1) 庁舎、施設における省エネルギーの推進

電気使用量の削減

業務終了後は、冷蔵庫等を除いて、ＯＡ機器、コピー機をはじめ、職場内の電気機器のコンセントを抜くか、タップスイッチを活用する。また、日常的に使用しない電気機器はスイッチオフだけでなく、コンセントを抜いておく。

ＯＡ機器等電気を消費する機器の使用にあたって、機能及び業務に支障のない限り、昼休みなどは電源を切る。

エレベーターの利用は控え、階段を利用する。また、自動ドアの利用も控える。

適正冷暖房の遵守(設定温度冷房28℃以上、暖房20℃以下とする)にする。また、空調効果を高めるため、ブラインド等を活用する。

業務に支障のない職場は、始業前及び昼休みは消灯する。また、終業時刻には一斉に消灯し、必要あるところのみ再度点灯する。

勤務時間内であっても、不必要な照明については消灯する。

夏の勤務はノー上着・ノーネクタイを励行する。

ＯＡ機器や電化製品等の購入時には、省エネタイプ製品の購入。

ノー残業デーの徹底。

ガス使用量の削減

湯沸し器等の種火は、付けっぱなしにしない。また、冬季は、部屋で暖房機器が稼働している場合、ストーブを使用しない。

(2) 水道使用量の削減

洗面所等利用するときは、水をこまめに止める。

節水バルブ等の節水機器を導入する。

トイレの2度流しを止める。

(3) 用紙類の使用量の削減

文書や資料等は、両面印刷・両面コピーなど紙の有効利用を進め、用紙類等の使用量を削減する。

印刷物は、内容、数量等を十分精査し、ページ数や部数を削減する。

パソコンプリンターは、その用途に支障のないものは、ウラ紙を使用する。

(4) 公用車の燃料使用量の削減及び効果的利用の促進

日常の整備の徹底や急発進、急加速、空吹かしをしないようにし、経済速度で運転する。

相乗りなどにより、公用車の効果的利用を図る。

公共交通機関を利用するなど、可能な限り公用車の利用を控える。

現場や調査業務等で、片道 1.5km 以内の場所に行く場合は、原則として徒歩又は自転車の利用に努める。

(5) 低公害車導入の推進

公用車の購入時には低公害車の導入を推進する。

(6) 廃棄物の減量とリサイクルの推進

紙類やプラスチック類、カン・ビン類などの分別を徹底する。

職場内のごみ箱を現状の 1 / 2 とする。

事務用機器は、修理を行うなど長期使用に努める。

使い捨て製品の使用を控え、リターナブル製品の使用を促進する。

シュレッダー使用は紙類のリサイクルを困難にするため、情報等を保護するため以外は使用しない。

使用済み封筒は再利用する。

トナーカートリッジ等の使用済み容器は、再利用や再生利用を促進するため、納入業者に引き取りを要請する。

物品の管理を徹底し、無駄な購入をなくす。

(7) 環境にやさしい製品の導入 (グリーン購入)

事務用紙、紙製品、印刷物は特殊なものを除き再生紙を使用する。

古紙配合率の高い再生紙を利用する。

紙の再生利用を妨げないよう、印刷物の表紙などは原則としてフィルム加工を行わない。また、表面塗装(コーティング)の割合が少ない用紙を使用する。

啓発のため、報告書、パンフレット、封筒等には、再生紙使用マーク並びに古紙配合率と白色度を記載する。

事務用品等は、エコマーク等各種環境ラベリング商品やこれと同等のものを購入する。

過剰包装した製品や使い捨て製品の発注を控え、詰め替えやリサイクルが可能なものを優先的に購入する。

(8) 施設の建設・維持管理等にあたっての環境への配慮

公共施設の建設及び改修にあたっては、省資源・省エネルギー型の導入を推進する。また、再生材等の使用を促進し、熱帯材の使用を極力抑えるようにする。

公共施設の敷地内においては、周辺環境に調和するよう緑化を進める。

工事の実施にあたっては、環境負荷の少ない施行方法を推進する。

樹木の剪定した後の枝や葉の堆肥化を推進する。

建設工事等において発生する建築廃材の再利用を推進する。

空調設備、冷凍設備等の適正な管理を行い、修理・廃棄にあたっては、冷媒等の回収及び適正処理を行う。

(9) 職員に対する啓発及び研修

本計画を着実に推進するため、職員に計画の趣旨徹底を図り、環境保全の意識向上のための研修を充実する。

本計画の実施状況等、環境保全に関する情報を提供し、意識の向上を図る。

(10) エコデー（環境保全の日）を設定

計画を推進するため、毎月 16 日を「岸和田市役所エコデー」とし、職員に計画推進の再認識を促す。

■ 岸和田市木質等によるバイオマス利活用事業調査

平成 18 年度「岸和田市地域新エネルギービジョン」、平成 19 年度「岸和田市地域新エネルギービジョン重点テーマに係る詳細ビジョン策定調査」、さらには平成 20 年 2 月に策定された「岸和田市バイオマスタウン構想」を受け、バイオマスに関する事業化の実現を目指し、最終の調査を行った。

岸和田市バイオマスタウン構想で描かれた様々なバイオマスの利活用提言をもとに、さらに踏み込んだ調査として B D F (バイオ・ディーゼル燃料)および木質バイオマス(温泉施設・一般廃棄物処理施設)に焦点を当て、その利活用の具体的方法について調査を行った。

環境学習の推進

環境行政

こどもエコクラブ

平成 7 年度から「こどもエコクラブ」事業を通して、子ども達の地域等での主体的な環境の学習や実践活動を支援しています。

本市は市町村事務局として、毎年度小中学生を対象に募集を行い、活動を支援する保護者、先生と協力し、未来を担う子ども達が将来にわたり環境を大切にする意識を育むことを支援しています。

平成 20 年度は、4 クラブ、131 名の子ども達が活動を行いました。

出前講座等

実 施 日	内 容	対 象
平成 20 年 4 月 16 日	地球温暖化について	天神山地区高齢者大学
平成 20 年 7 月 4 日	里山保全の意義とその方法	八木大学
平成 20 年 7 月 20 日	地球温暖化について	常盤校区青少年指導員協議会
平成 20 年 9 月 5 日	地球温暖化について	岸和田東ロータリークラブ
平成 21 年 1 月 16 日	地球温暖化について	河合町老人会
平成 21 年 2 月 1 日	地球温暖化について	三田町

きしわだし環境フェア 2008

現在の多様化、深刻化する環境問題に対応していくためには、環境に配慮した生活・行動が必要です。より一人でも多くの方に「環境について」考え、興味を持ってもらうことが重要であることから、毎年秋にフェアを開催しています。

日時：平成 20 年 11 月 9 日

場所：岸和田市浪切ホール お祭り広場

概要：環境美化・リサイクルポスター入選者の授賞式、リサイクル品のオークション

自然・資源工作コーナー、ごみ分別パネルクイズ、ペットボトル製だんじり展示 等